

第 72 回 東海高等学校総合体育大会 ヨット競技

帆走指示書 (SI)

帆走指示書 (SI) の規則中の [NP] の表記は、艇は、他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは RRS 60.1 を変更している。

帆走指示書 (SI) の規則中の [SP] の表記は、規則違反に対する標準的なペナルティーが、レース委員会またはテクニカル委員会によって、審問なしに課される可能性があることを意味する。これは RRS A5 を変更している。

1 帆走指示書の変更

- 1.1 帆走指示書の変更は、公式掲示板 (LINE を使用したオープンチャット) に掲載する。)

ただし、予告信号前にレース委員会艇に L 旗を掲げ、口頭で通告することにより、水上で行われることがある

2 競技者とのコミュニケーション

- 2.1 競技者への通告は、公式掲示板 (LINE を使用したオープンチャット) に掲示される。

- 2.2 [DP] レース中、緊急の場合を除き、艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

3 行動規範

- 3.1 [DP] [NP] 競技者および支援者は、レース委員会からの妥当な要求に応じなければならない。

4 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、津ヨットハーバーに設置された信号柱に掲揚される。

- 4.2 [DP] 音響 1 声とともに掲揚される D 旗は、「艇は、この信号が発せられるまで出艇してはならない」ことを意味する。
予告信号は、予定された時刻より前、または D 旗が掲揚された後 30 分より前には発せられない。

5 レース日程

- 5.1 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低 5 分以前に、音響 1 声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

6 クラス旗

- 6.1 クラス旗は、以下のとおりとする。
420 級 : 「420 旗」 (白地に青色文字)
ILCA6 級 : 「レーザーラジアル旗」 (緑色地に赤色エンブレム)

7 コース

- 7.1 SI 付属文書「コース図」は、レグ間のおおよその角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 7.2 予告信号以前にレース委員会の信号船に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

8 マーク

- 8.1 マークは、以下のとおりとする。
- マーク 1 及びマーク 4： 黄色の円筒形ブイ
 - スタートマーク： 信号船及びオレンジ色の円筒形ブイ
 - フィニッシュマーク： 信号船及びオレンジ色の円筒形ブイ
- 8.2 SI 10.1 に規定される新しいマークは、緑色の円柱形ブイとする。

9 スタート

- 9.1 420 級、ILCA6 級ともに、男子と女子は、同時スタートとする。
- 9.2 スタート・ラインは、スターボードの端にある信号船上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。
- 9.3 [DP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。
- 9.4 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは RRS A 5 を変更している。

10 コースの次のレグの変更

- 10.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

11 フィニッシュ

- 11.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マークのコース側と、ポートの端にある信号船上の青色旗を掲揚しているポールとの間とする。

12 ペナルティー方式

- 12.1 クラスルール違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができる。
- 12.2 標準ペナルティー・ガイドラインは、6 月 21 日 (土) までに掲載される。
- 12.3 標準ペナルティーが課せられた艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは RRS A10 を変更している。
- 12.4 付則 T1 に基づく「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは RRS A10 を変更している。

13 タイム・リミットとターゲット・タイム

13.1 マーク1のタイム・リミット、レース・タイム・リミット（RRS 35 参照）、フィニッシュ・ウインドウおよびターゲット・タイムを下表に示す。

	マーク1のタイム・リミット	レース・タイム・リミット	フィニッシュ・ウインドウ	ターゲット・タイム
420 級	25 分	60 分	10 分	40 分
ILCA6 級	25 分	70 分	10 分	45 分

13.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。

13.3 フィニッシュ・ウインドウとは、最初の艇がコースを帆走した後、艇がフィニッシュする時間のことである。フィニッシュ・ウインドウ内にコースを帆走できなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」（DNF）と記録される。これは、RRS 35、A 5.1、A 5.2を変更している。

13.4 フィニッシュ・ウインドウは、男女別に時間を定める。

13.5 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 61 を変更している。

14 審問要求

14.1 抗議締切時刻は、そのクラスのその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。

14.2 審問要求書の様式は、津ヨットハーバー3階にあるレース・オフィスで入手できる。

14.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告が掲示される。審問は、津ヨットハーバー3階にあるプロテスト・ルームにて掲示された時刻に始められる。

14.4 審問の再開要求は判決を通告された翌日の8:30、大会最終日は判決を通告されて20分以内に提出されなければならない。これは RRS 63.7 を変更している。

14.5 付則Pに基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。

15 出艇・帰着・リタイア申告

15.1 [SP][NP]出艇、着艇、リタイア申告は署名方式で行う。出艇しようとする選手は、8:00 からD旗掲揚15分後までの間に、3番艇庫前にある用紙に署名をして出艇しなければならない。帰着申告も同様の方式で、遅くとも該当クラスの抗議締切時刻までに行わなければならない。リタイア申告については出艇前あるいは、帰着後ただちに申告しなければならない。

15.2 [SP][NP]レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、再度SI3.1の通り出艇申告をしなければならない。

- 15.3 レースからリタイアする艇および引き続き行われるレースに出走しない艇は、最初の適切な機会にレース委員会に伝えること。

16 安全規定

- 16.1 RRS 40.1 を適用する。
- 16.2 艇が救助を要請する場合には、救助する船に対して、片手を高く上げて左右に大きく振り、合図を送ること。
- 16.3 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制的な救助を行うことができる。これは艇による救助要求の根拠とはならない。これは規則 61.1(a)を変更している。
- 16.4 [DP][NP]「H旗の上にAP旗」、「A旗の上にAP旗」、「H旗の上にN旗」または「A旗の上にN旗」が掲揚された場合、艇は速やかに帰着しなければならない。

17 [DP][NP]乗員の交代と装備の交換

- 17.1 乗員の交代を行う際は、レース委員会に口頭で伝えなければならない。
- 17.2 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の適切な機会に、口頭によりレース委員会に行わなければならない。

18 運営船

- 18.1 運営船は、識別のため以下の旗を掲揚する。
レース委員会船 : 白色旗
プロテスト委員会船 : 赤色地の「PROTEST」旗

19 [DP] 支援チーム

- 19.1 支援者艇を出航させる際は、陸上本部にて出艇申告を行わなければならない。また、帰着の際も帰着申告を同様の方式で行うものとする。SI4.2に規定する「D旗」には、支援者艇も従わなければならない。
- 19.2 支援者艇は、最初のスタートの準備信号から、すべての艇がフィニッシュ、もしくはリタイアする、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアから100m以上外側にいなければならない。ただし、レスキュー等緊急の場合を除く。
- 19.3 レース委員会は、レース委員会艇に「ピンク旗」を掲揚したうえで、支援者艇に対して無線または口頭でレース・エリアに入った救助活動の協力を要請する場合がある。この場合、SI19.2及び19.4は適用されない。支援者艇は、大会主催者から貸与される無線機を携帯し、指定されたチャンネルを常に受信していること。
- 19.4 支援者艇に乗艇する全ての要員は、競技艇の帆走に影響する行動をとってはならない。これは支援者艇による引き波にも適用される
- 19.5 支援者船は、レース委員会から貸与されたピンク旗を掲揚すること。

20 ごみの処分

20.1 ごみは、運営船または支援者船に渡してもよい。

コース図

